

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公表番号】特表2008-509132(P2008-509132A)

【公表日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-012

【出願番号】特願2007-524466(P2007-524466)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/30	(2006.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
A 6 1 K	31/366	(2006.01)
A 6 1 K	31/122	(2006.01)
A 6 1 K	31/045	(2006.01)
A 6 1 K	31/16	(2006.01)
A 6 1 K	33/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/30
A 6 1 K	31/202
A 6 1 K	31/366
A 6 1 K	31/122
A 6 1 K	31/045
A 6 1 K	31/16
A 6 1 K	33/04
A 6 1 P	3/10
A 6 1 P	3/06
A 6 1 P	9/00
A 6 1 P	3/04
A 6 1 P	9/12
A 6 1 K	31/05
A 6 1 P	15/00
A 6 1 P	43/00

1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月16日(2008.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エステル化または加塩されていてもよい少なくとも1つのオメガ-3 脂肪酸、少なくとも1つのスタチン、コエンザイム Q10、リスペラトロール、少なくとも1つのポリコサノール、パンテチン、セレン、および亜鉛からなる組合せ。

【請求項 2】

スタチンが、シンバスタチン、ロバスタチン、フルバスタチン、プラバスタチン、アルバスタチン、セリバスタチンおよびロスバスタチンからなる群から選択される、請求項1の組合せ。

【請求項 3】

オメガ-3 脂肪酸が長鎖のものである、請求項1または2の組合せ。

【請求項 4】

オメガ-3 脂肪酸が、シス 5,8,11,14,17-エイコサペンタン酸 (EPA) およびシス 4,7,10,13,16,19-ドコサヘキサン酸 (DHA)、それらのエステルおよび医薬上許容される塩のいずれかからなる群から選択される、請求項1～3のいずれかの組合せ。

【請求項 5】

シス 5,8,11,14,17-エイコサペンタン酸またはそのエステルまたは医薬上許容される塩のいずれか、および、シス 4,7,10,13,16,19-ドコサヘキサン酸 (DHA) またはそのエステルまたは医薬上許容される塩のいずれかが、1:1の比で存在する、請求項 4の組合せ。

【請求項 6】

ポリコサノールがトリアコンタノール、ヘキサコサノール、ヘキサコンタノール、エココンタノール、テトラコサノール、ドトリアコンタノール、およびテトラコンタノールからなる群から選択される、請求項1～5のいずれかの組合せ。

【請求項 7】

ポリコサノールが、それ自体としてまたはそれを含有する天然物からの抽出物の形態で存在する、請求項 6の組合せ。

【請求項 8】

天然物が、コムギまたはコメ胚芽、サトウキビの蠶様クチクラ、およびイチョウ葉からなる群から選択される、請求項 7の組合せ。

【請求項 9】

請求項1-8のいずれかの組合せを含む医薬組成物。

【請求項 10】

以下の用量での投与のための請求項 9の医薬組成物：

- a. オメガ-3 脂肪酸: 500 mg ~ 2 g/日;
- b. シンバスタチン: 10 mg ~ 40 mg/日;
- c. コエンザイム Q10: 5 mg ~ 50 mg/日;
- d. リスペラトロール: 1 mg ~ 5 mg/日;
- e. ポリコサノール: ヘキサコサノール: 5 mg ~ 15 mg/日;
- f. パンテチン: 10 mg ~ 30 mg/日;
- g. セレン: 25 µg ~ 75 µg/日;
- h. 亜鉛: 5 mg ~ 15 mg/日。

【請求項 11】

請求項1-8のいずれかの組合せの成分が、単位形態にて、または協調的に逐次形態にて投与される請求項 9または10の医薬組成物。

【請求項 12】

少なくとも1つのヒトまたは動物への使用に許容される媒体または賦形剤との混合物として存在していてもよい、請求項1-8のいずれかの組合せを含む、食事サプリメント。

【請求項 13】

2型糖尿病およびインスリン抵抗性の治療のための、請求項9-11のいずれかの医薬組成物。

【請求項 14】

抗脂血作用を必要とする対象の治療のための、請求項9-11のいずれかの医薬組成物。

**【請求項 1 5】**

心血管系に対する保護作用を必要とする対象の治療のための、請求項9-11のいずれかの医薬組成物。

**【請求項 1 6】**

インスリン抵抗性を伴う疾患の治療のための、請求項9-11のいずれかの医薬組成物。

**【請求項 1 7】**

該疾患が、2型糖尿病およびその合併症、シンドロームX、多嚢胞性卵巣症候群、肥満、高血圧、高脂血症および高コレステロール血症からなる群から選択される、請求項16の医薬組成物。

**【請求項 1 8】**

2型糖尿病およびインスリン抵抗性の治療についての複合作用、および抗脂血作用および心血管系に対する保護作用を必要とする対象の治療のための、請求項9-11のいずれかの医薬組成物。